

忍野村 E V 用急速充電器設置・運営業務仕様書

1. 事業の名称

忍野村 E V 用急速充電器設置・運営業務（以下「業務」という。）

2. 事業の主旨

忍野村（以下「村」という。）は、地球温暖化対策の一環として、温室効果ガス排出量が少ない E V 等電動車の普及を促進するため、E V 用急速充電器を設置している。今般、設置機器の故障により、これまでの公設公営から民間事業者による設置・運営とするため、事業者の公募を行う。

3. 事業の概要

この事業は、E V 用急速充電器（配線等の附帯設備等を含む）の設置（工事、必要な手続き等を含む）・運営を事業者により行うものとする。

E V 用急速充電器の設置・運営に関する詳細については、村と事業者で締結する契約書に定めるものとする。

(1) E V 用急速充電器の設置に必要な土地は、村が指定する施設の駐車場等を活用することとする。なお、事業者は土地の賃貸料を所有者に支払うものとする。

(2) 事業の実施に伴い国等の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等手続きを行うものとする。

(3) 利用料金は、事業者が決定するものとし、利用者からの利用料は事業者の収入とする。

4. E V 用急速充電器設置施設

設置する施設は、以下の 1 か所とする。

・設置予定箇所

施設名	住所
四季の杜 おしの公園	山梨県南都留郡忍野村 2838-1

※詳細については、「08_設置施設」を参照。

5. 提案内容

「4. E V用急速充電器設置施設」に示す1か所について、別紙提案書に記入する。

6. 事業の実施期間

E V用急速充電器の設置期間は、令和7年度から最低8年間とし、村と事業者との協議により決定するものとする。なお、合理的な理由により村の承諾を得る場合はこの限りではない。

7. 原状回復

事業の実施期間が終了し、引き続き使用を許可しない場合は、事業者負担により原状回復するものとする。

8. 事業の実施に伴う条件等

(1) E V用急速充電器の設置・撤去、運用管理、保守メンテナンス、E V用急速充電器の設置・運用に係る費用等に関しては、提案をもとに、別途契約で定める。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、村は一切の責任を負わない。

(2) E V用急速充電器の設置等に係る各種手続きに要する費用は、事業者の負担とする。

(3) E V用急速充電器の設置にあたっては、事業者は、事前にE V用急速充電器の仕様、施工方法を記した施工計画書を村に提出し、村の承諾を得るものとする。

(4) 設置工事は、E V用急速充電器設置施設の運営が継続できる状態で行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に村と協議を行うものとする。

(5) 事業を実施するにあたり、事業者が村との間に取り交わす契約に定める義務を履行しない場合には、契約を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復するものとする。

(6) 事業者は、事業期間に事故や障害等が発生した場合は、ただちに村に連絡したうえで対応し、その結果を村に報告しなければならない。また、村や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。

(7) 事業者は、E V用急速充電器設置施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合やE V用急速充電器の整備及び管理に関する村との合意事項（契約書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより、E V用急速充電器設置施設に損害を与えた場合その他事業者の責めに帰すべき事由により村が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。

(8) 事業者は、事業を継続できなくなったときは、村が適切と認める場合に他の事業者に権利及び義務を継承させることができる。

(9) 忍野村景観条例及び忍野村景観条例施行規則に則りデザイン的な処理により景観対策を行うなど目立たない色彩となるよう努めるものとする。

(10) 充電器設置施設が閉館及び用途変更となった場合の撤去及び移転費用は、事業者がその義務を負う。

(11) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。